

補助金の要望・申請にあたって必要となる書類等

(被災者向け経営体育成支援事業関係)

○要望・申請受付にあたって必要となるもの

(要望・申請時に農業者の方にご用意いただくものです。)

□印鑑

□被災農業機械等一覧表

- ・市指定様式または同じ内容がわかる書類
- ・市指定様式は市ホームページ等でもお示しします。

□写真(施設・機械の被災状況, 全体, 能力, 型式等がわかるもの)

□位置図および倉庫内配置図(被災機械の配置がわかるもの)

□被災機械がなくなった場合、販売店の販売証明や領収書等(機械の所有者, 能力, 型式がわかるもの)

□出荷販売実績があることの証明書類

(出荷証明, 出荷伝票, H28 及び H29 確定申告書(収支内訳書を含む)等)

□見積書

- ・金額の決定にあたっては3者以上の見積書が必要となります。
(用意できない場合は2社でも可)
- ・機械等について、メーカー・型式・能力等も記入があるか再度確認してください。
- ・原本が手元に必要な方はコピーで結構です。
- ・被災前の機械より能力が高いものを購入する場合は、被災前機械と同能力機械の見積書も必要ですし理由の整理も重要となります。なお、能力アップ相当分は自己負担となるためご注意ください。
- ・見積書の内容で、再取得又は再建・撤去は分けてください。
- ・機械等毎に金額がわかるようにしてください。

□カタログ(再取得の場合)

□発注書, 納品書, 請求書, 領収書など(既に購入手続きしている場合)

□法人・任意組合の場合は当該団体の定款, 規約, 構成員及び経営状況が分かる資料

□修理不能理由書・修繕不能理由書(再取得又は再建の場合に必要)

□園芸施設共済や建物共済の書類(パイプハウス施設等の場合、面積・構造・間口・パイプ径などがわかる書類)

□園芸施設共済に加入の場合、共済支払通知書

□被災農業者向け経営体育成支援事業 要望書兼経営体調書作成依頼書

- ・ご自分で記入できる部分については、事前に記入をお願いします。

□消費税及び地方消費税の課税者の場合は申告書の写, 消費税簡易課税制度選択届出書等

□資金調達のため融資を受ける場合、融資名・金額・償還年数等がわかるもの

□再取得の場合、H32 までに、農業経営の改善を図るための取組として、①経営面積の拡大、②農産物の品質向上、③生産コストの縮減、④新規作物の導入など被災前と比較できる定量的な目標を考え、要望調査申請時に教えてください。

○補助金交付申請にあたって必要となるもの

詳細は、まだ決まっておりません。

国より内報があった後に、郵便等でお知らせします。